

療養病床に入院したときの食事代・居住費（生活療養標準負担額）

療養病床に入院する65歳以上の人は食費及び居住費相当の一部として生活療養標準負担額を負担していただきます。残りは入院時生活療養費として国保が負担します。

◆令和8年6月より変更されます

所得区分	一食当たりの食事代		一日当たりの居住費	
	一般（下記以外の人）	510円（※3）	◆550円	370円 （指定難病の人は 0円）
・70歳未満住民税非課税世帯 ・低所得Ⅱ（※1）	240円（※4）	◆270円		
低所得Ⅰ（※2）	140円（※5）	◆160円		
境界層該当者（※6）	110円	◆130円	0円	

※1、2は、P16※5、6参照。

※3 保険医療機関の施設基準等により、470円（◆510円）の場合もあります。

※4 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者で過去1年間の入院が91日以上の場合は190円（◆220円）（別途、申請が必要）です。

※5 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者は110円（◆130円）です。

※6 境界層該当者とは、本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になるもの。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人でマイナ保険証を利用していない人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です（P14～P16参照）